

27動検第784号

平成27年11月10日

一般社団法人日本家畜輸出入協議会理事長 殿

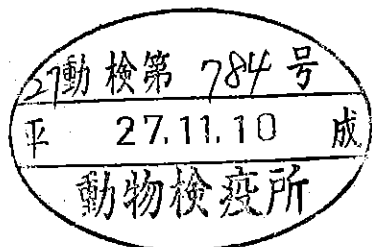
農林水産省 動物検疫所長



スペインから日本向けに輸出される馬の検疫対応について

貴会におかれましては、日頃より動物検疫業務に対し御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

今般、平成27年11月10日付けで消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長から別添のとおり、スペインから日本向けに輸出される馬については、ウエストナイルウイルス感染症に係る追加証明を要求することとした旨の通知がありましたので、お知らせするとともに、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。



事務連絡
平成 27 年 11 月 10 日

動物検疫所企画管理部長 殿

消費・安全局動物衛生課
国際衛生対策室長

スペインから日本向けに輸出される馬の検疫対応について

スペインにおいては、平成 21 年よりウエストナイルウイルス感染症の発生が確認されているところであるが、発生以降、現在までに同国からの輸入実績はない。しかしながら、今般、同国からの馬の輸入要望があったため、その可否について検討したところ、本病の日本への侵入防止に万全を期すためには、本日以降、スペインから輸入される馬については、現在講じている輸入検疫措置に加え、「当該馬の日本向け輸出前 60 日の間半径 50km 以内にウエストナイルウイルス感染症の発生がない施設において、日本向け輸出前 14 日間以上飼養され臨床的にその兆候が認められなかったこと」又は「日本向け輸出前 1 年以内に 3 から 6 週間隔で 2 回（補強注射の場合は 1 回）、輸出国政府機関に承認されたウエストナイルウイルス感染症の予防注射を受けたものであること」を追加証明としてスペイン当局に要求することとしたので、動物検疫に当たっては的確な対応をされたい。

